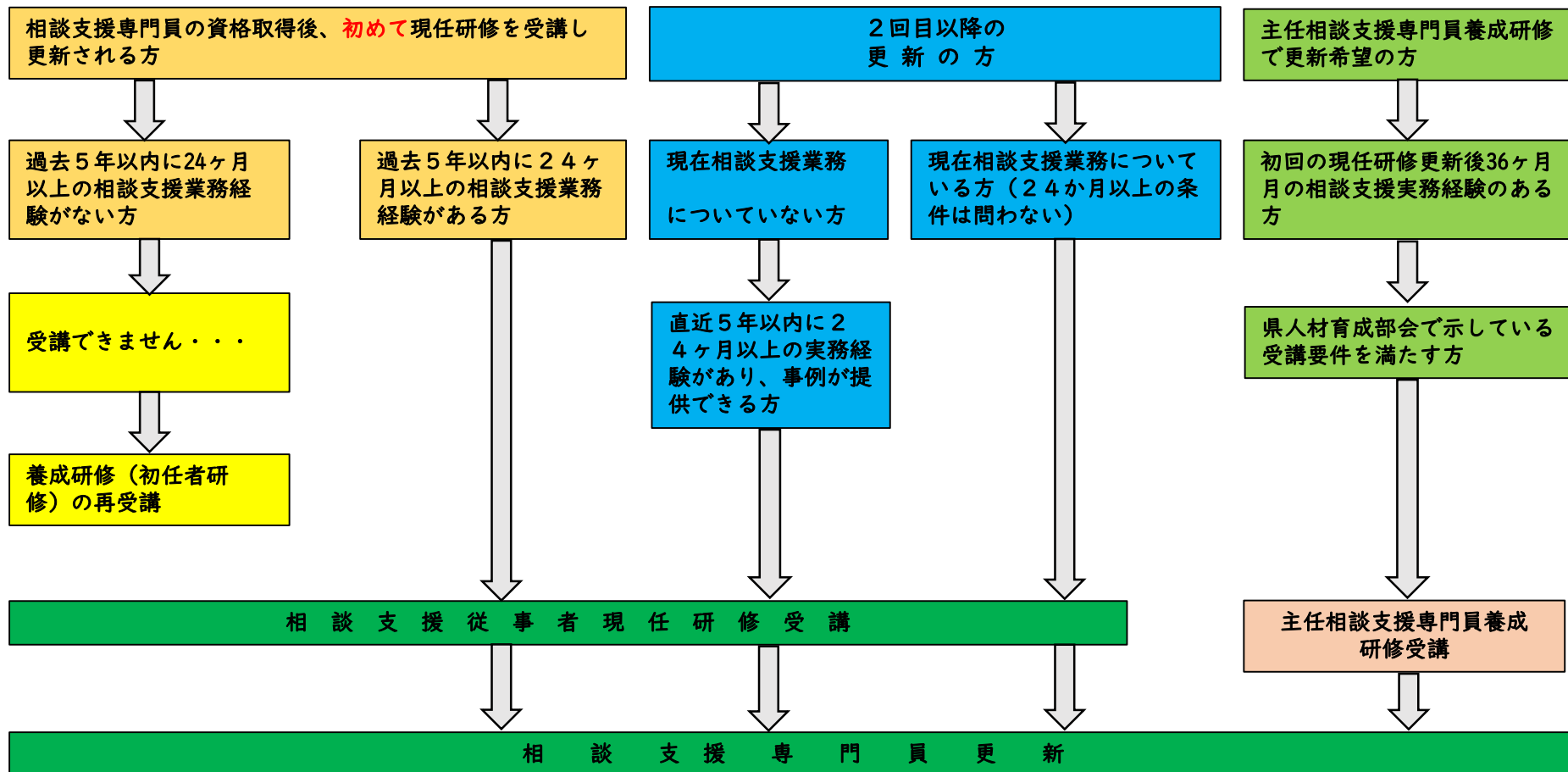


# 別紙1 令和6年度相談支援専門員の資格更新までの流れについて

※相談支援専門員の資格更新は、現任研修受講若しくは主任相談支援専門員養成研修受講による、2種類の方法があります。



(注) 過去5年間の期間について⇒ここでの過去5年間とは令和元年10月8日～R6年10月7日の期間を示しています。

この期間のなかで通算24ヶ月以上の相談支援業務の実務経験が現任研修の受講の条件となります。

(注) 主任相談支援専門員の資格を取得された方の資格更新は現任研修ではなく、主任相談支援専門員養成研修にて資格の更新になります。